

令和6年度 堺市部活動指導員募集要項

令和6年4月
堺市教育委員会

堺市教育委員会では、堺市立学校で教員に代わって部活動の顧問となり、指導や試合引率、部活動の運営を行う部活動指導員（会計年度任用職員）を次のとおり募集します。

1. 応募資格

下記の要件の（１）（２）を満たす者とします。

- （１）満20歳以上（令和6年4月1日現在）の者で、地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない者
- （２）部活動指導員としての役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者で、次に掲げるa～cの要件のいずれかを満たす者。
 - a. 教員として部活動指導経験のある者（現職を除く）
 - b. 堺市部活動外部指導者として活動実績がある者
 - c. 配置予定校の校長が、一定の知識・技能を有すると認める者

2. 採用予定者数

3名程度

3. 募集部活動

運動部、文化部

4. 職務内容

部活動指導員は、学校における部活動の充実を図ることを目的とし配置され、概ね次の職務を行います。

- （１）校長の指導のもと、教諭等と連携した部活動の指導全般
- （２）指導員単独での指導や、大会・練習試合等への引率
- （３）保護者等への連絡
- （４）年間・月間指導計画の作成
- （５）その他、所属長（当該事業を所管する課の長をいう。）又は配置校の校長が指示すること（緊急事態への対応を含む。）。

5. 勤務条件等

令和6年4月現在。今後の制度等の改正により変わることがあります。

- （１）配置校 堺市立学校
- （２）勤務時間 原則、1週間当たり5日以内、平日1日3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度、1月あたり64時間を上限とする。
- （３）報酬 1時間当たり1,900円（交通費は規定により別途支給）
- （４）休暇 1週間当たりの勤務予定日数及び本市において継続して任用された年数に応じて、任用の開始日に付与するものとする。
- （５）任用期間 採用後から令和7年3月31日まで ※1年ごとの任用になります

6. 応募手続

必ず「簡易書留」で郵送すること。持参受付は行いません。

(1) あて先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市教育委員会事務局 学校教育部 学校保健体育課 堺市部活動指導員選考担当

(2) 受付期間

令和6年4月8日(月)から令和6年4月24日(水)まで【当日消印有効】

(3) 申込方法

封筒の表側に「部活動指導員申込み」と朱書きし、「(4) 提出書類」を同封の上、必ず「簡易書留」で郵送してください。

(4) 提出書類

- ① 令和6年度堺市部活動指導員申込用紙(様式1)
- ② 94円切手を貼付した返信用封筒1通〔長形3号封筒(12cm×23.5cm)に、郵便番号、住所(マンション名、〇〇方等詳しく記入)、氏名を明記したもの〕

7. 選考

書類審査及び面接審査

受付期間で、応募書類の内容及び面接審査を実施します。面接審査の日時については、個別に連絡させていただきます。

8. 選考結果の通知

選考の結果通知書を郵送します。電話での合否照会には応じません。

9. 採用

(1) 選考基準に達したと判断された者を合格者とし、部活動指導員候補者名簿に登載します。登載の有効期間は、名簿登載日から令和7年3月31日までです。欠員が出た場合、年度途中の採用もあります。また、登載されても採用されない場合があります。

(2) 配置校の決定

部活動指導員候補者名簿登載者の中から経験、競技種目及び活動内容、学校の希望、勤務可能地域、通勤時間等を考慮して配置校を決定します。

(3) 部活動指導員候補者名簿からの削除

次の事項に該当した場合には部活動指導員候補者名簿から削除します。配置校が決定している場合は、決定も取り消します。

- ① 受験資格がないこと、また、応募書類の記載事項が正しくないことが判明した場合
- ② 日本国籍を有しない者で、在留資格において就労等が制限されていることが判明した場合
- ③ 正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合

10. 決定後の説明会

合格者に対し説明会を実施します。説明会の日時については、個別に連絡させていただきます。

11. その他

(1) 堺市部活動指導員を辞退する場合は、以下の書類を直ちに 堺市教育委員会事務局 学校教育部 学校保健体育課 (〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号) に提出してください。

①応募書類提出後に申込みを辞退する場合・・・「申込辞退届」(様式2)

②部活動指導員候補者名簿登載後に辞退する場合・・・「登録及び採用辞退届」(様式3)

(2) 応募書類の内容に不備があるものは受け付けられません。また、一度提出された書類は返却しません。なお、応募書類等により取得した個人情報については、今回の選考の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、堺市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

(3) 会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、以下の場合は認められませんので留意してください。

- ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合(兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間(1日:7時間45分・1週間:38時間45分)を上回る場合など)
- ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
- ・兼業を行うことによって堺市の信用を損なうおそれがある場合